

公職選挙法令施行規程

昭和四十年四月二十日

選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法令施行規程（昭和二十七年千葉県選挙管理委員会告示第十二号）

の全部を次のように改正する。

公職選挙法令施行規程

（選挙運動用ビラの証紙交付票及び証紙の交付）

第五十一条の三 前条の規定により証紙の交付を受けようとする者は、あらかじめ県委員会から別記第四十三号様式の三による証紙交付票の交付を受けなければならぬ。

2 前項の証紙交付票の交付については、第四十九条の規定を準用する。

3 第一項の証紙交付票の交付を受けた者が証紙の交付を受けようとする場合は、当該証紙交付票に候補者の氏名又は候補者届出政党の名称及び代表者の氏名を**記入して**県委員会に提出しなければならない。

4 一枚の証紙交付票について交付を受けた証紙が法第四百二十二条第一項第一号、第二号若しくは第三号又は同条第二項に規定する枚数に達しないときは、県委員会は、その証紙交付票の裏面に交付した証紙の枚数を記入して提出者に返すものとする。

（選挙運動用ポスターの証紙の交付及び検印の手続）

第五十一条の三の三 前条の規定により証紙の交付又は検印を受けようとする候補者届出政党は、あらかじめ県委員会から別記第四十三号様式の三の四による証紙交付（検印）票の交付を受けなければならない。

2 前項の証紙交付（検印）票の交付を受けた候補者届出政党が証紙の交付又は検印を受けようとする場合は、当該証紙交付（検印）票に候補者届出政党の名称及び代表者の氏名を**記入する**とともに、検印を受けようとする場合にあっては、当該検印を受けようとするポスターを添えて県委員会に提出しなければならない。

3 一枚の証紙交付（検印）票について交付を受けた証紙及び検印を受けたポスターが法第四百四十四条第一項第一号に規定する枚数に達しないときは、県委員会は、その証紙交付（検印）票の裏面に交付した証紙の枚数又は検印を

公職選挙法令施行規程

昭和四十年四月二十日

選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法令施行規程（昭和二十七年千葉県選挙管理委員会告示第十二号）

の全部を次のように改正する。

公職選挙法令施行規程

（選挙運動用ビラの証紙交付票及び証紙の交付）

第五十一条の三 前条の規定により証紙の交付を受けようとする者は、あらかじめ県委員会から別記第四十三号様式の三による証紙交付票の交付を受けなければならぬ。

2 前項の証紙交付票の交付については、第四十九条の規定を準用する。

3 第一項の証紙交付票の交付を受けた者が証紙の交付を受けようとする場合は、当該証紙交付票に候補者の氏名又は候補者届出政党の名称及び代表者の氏名を**記入し、その印を押し**て県委員会に提出しなければならない。

4 一枚の証紙交付票について交付を受けた証紙が法第四百二十二条第一項第一号、第二号若しくは第三号又は同条第二項に規定する枚数に達しないときは、県委員会は、その証紙交付票の裏面に交付した証紙の枚数を記入して提出者に返すものとする。

（選挙運動用ポスターの証紙の交付及び検印の手続）

第五十一条の三の三 前条の規定により証紙の交付又は検印を受けようとする候補者届出政党は、あらかじめ県委員会から別記第四十三号様式の三の四による証紙交付（検印）票の交付を受けなければならない。

2 前項の証紙交付（検印）票の交付を受けた候補者届出政党が証紙の交付又は検印を受けようとする場合は、当該証紙交付（検印）票に候補者届出政党の名称及び代表者の氏名を**記入し、押印する**とともに、検印を受けようとする場合にあっては、当該検印を受けようとするポスターを添えて県委員会に提出しなければならない。

3 一枚の証紙交付（検印）票について交付を受けた証紙及び検印を受けたポスターが法第四百四十四条第一項第一号に規定する枚数に達しないときは、県委員会は、その証紙交付（検印）票の裏面に交付した証紙の枚数又は検印を

行つたポスターの枚数を記入して提出者に返すものとする。

(政治活動用ポスターの証紙の交付及び検印の手続)

第百十五条 前条の規定により証紙の交付又は検印を受けようとする政党その他の政治団体は、県委員会が交付する別記第七十三号様式による証紙交付(検印)票に当該政党その他の政治団体の名称及び責任者氏名を記入するとともに、証紙をはるべきポスター又は検印を受けようとするポスターの見本一枚(記載内容が異なるものがある場合においては、それぞれ一枚)及び検印を受けようとする場合にあつては、当該検印を受けようとするポスターを添えて県委員会に提出しなければならない。

2 第百十一条(表示板)第二項の規定は、前項の証紙交付(検印)票の交付について準用する。

行つたポスターの枚数を記入して提出者に返すものとする。

(政治活動用ポスターの証紙の交付及び検印の手続)

第百十五条 前条の規定により証紙の交付又は検印を受けようとする政党その他の政治団体は、県委員会が交付する別記第七十三号様式による証紙交付(検印)票に当該政党その他の政治団体の名称及び責任者氏名を記入し押印するとともに、証紙をはるべきポスター又は検印を受けようとするポスターの見本一枚(記載内容が異なるものがある場合においては、それぞれ一枚)及び検印を受けようとする場合にあつては、当該検印を受けようとするポスターを添えて県委員会に提出しなければならない。

2 第百十一条(表示板)第二項の規定は、前項の証紙交付(検印)票の交付について準用する。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。